

様式第1号(第4条関係)

山口市本人通知制度事前登録申込書

山口市長様

山口市住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、裏面記載事項を承諾した上で、次のとおり登録を申込みます。

年 月 日

通知を希望する者 の 氏 名 (住民票の写し等に記載のある者)	ふりがな	生年月日(年 月 日)
住 所	〒 -	
本 籍	山口市	筆頭者()
連 絡 先	(電話番号)	

*代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

区 分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人	<input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
氏 名	ふりがな	生年月日(年 月 日)	
住 所	〒 -		
連絡先	(電話番号)		

*未成年者の同一世帯の親権者として、下記の者の本通知制度の登録を申込みます。

世 帯 員	ふりがな 氏 名	生年月日	住 所 本 籍
	親権者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 山口市 筆頭者()		
	親権者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 山口市 筆頭者()		
	親権者と同じ		
<input type="checkbox"/> 親権者と同じ 山口市 筆頭者()			

注1 裏面の内容をよくお読みください。各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。

注2 次の書類を提出又は提示してください。

- ・あなたが本人(通知を希望する)であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
- ・あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- ・あなたがこの申込みに係る任意代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状等)

*次の欄は、記入しないでください。

受付	登録	本人等確認書類		備考
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

山口市本人通知制度について

1. この制度は、山口市において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票の写し等の交付を第三者（自己等（注）の代理人及び自己等以外の者をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）自己等…（住民票関係）自己又は自己と同一の世帯に属する者
（戸籍関係）自己、自己の配偶者、直系尊属又は卑属

【通知対象となる証明書】

- ・住民票の写し（除票を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し（徐附票、改製原を含む）の写し
- ・戸籍全部事項証明書（謄本）・戸籍個人事項証明書（抄本）（除籍、改製原を含む）
- ・戸籍記載事項証明書

【通知対象とならない請求】

- ・本人、同一世帯員からの住民票の写し（記載事項証明書）の請求
- ・本人、同じ戸籍に記載されている方及び直系尊属卑属からの戸籍関係証明の請求
- ・国や地方公共団体からの請求
- ・通知することにより、第三者の利益を著しく損なうおそれがあると認められたとき
- ・学術研究等のための請求
- ・その他市長が特別な事情があると認めたとき

2. 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。
3. 住民票の写し等交付通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、事前登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても事前登録をしていなければ通知の対象となりません。
4. 通知する内容は、住民票の写し等を第三者に交付した日、交付した住民票の写し等の種別、交付通数です。
5. 山口市個人情報保護条例第13条に基づき自己に係る個人情報の開示を請求することができます。
6. 事前登録を希望する者は、自ら手続きをすることのできない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。未成年者及び成年被後見人については法定代理人が申請してください。
7. 住所、氏名等、事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。事前登録変更届出書による住所変更の届出がなされず所在が不明になった場合は、事前登録を廃止することができます。なお、事前登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。